

医療計画の策定について

1 計画期間

令和 6 (2024) 年度から令和 11 (2029) 年度まで (6 年間)

2 見直し方針

- (1) 次期医療計画は、引き続き計画本文及び別表（医療計画に記載されている医療機関名）で作成する。
- (2) 現在作成している**2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画**（医療圏計画）は、**計画本文に統合し、一項目（圏域項目）**とする。
- (3) 医療計画の記載事項に**新興感染症発生・まん延時における医療**を追加し、**6事業**とする。

3 圏域項目に関する事項

- (1) 圏域項目は、2次医療圏を単位に作成する。
- (2) 所管課室は、計画の作成担当区分に応じて、圏域の内容において必要な助言及び支援を行う。
- (3) 項目内容
 - ア **地域の概況**（人口、将来推計人口、人口動態、主な死因別死亡及び住民の受療状況）、**保健・医療施設、圏域の医療提供体制**について記載をする。
 - イ 圏域の医療提供体制は、医療計画に記載すべき事項である「**5疾病**（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）、**6事業**（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び**新興感染症発生・まん延時における医療**）及び在宅医療の医療提供体制」について、圏域の状況を記載する。へき地医療は該当圏域のみ記載する。
- (4) 作成手順

ア 圏域医療計画策定委員会

圏域項目に関する事項の案を検討するため、圏域保健医療福祉推進会議（以下「圏域会議」という。）及び圏域医療計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を開催する。

- (ア) 策定委員会の委員は6人程度とし、圏域会議の委員の属する団体の役職員等の中から基幹的保健所長及び西尾保健所長が選出する。
- (イ) **委員長は、委員の互選**により選出する。

- (ウ) 策定委員会の議長は委員長をもって充てる。
- (エ) 特定の分野を検討するため、医療計画課と協議した上で、委員とは別に関係者の参加を求めることができる。
- (オ) 策定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

イ 作成の流れ

(ア) たたき台の作成

- a 事務局は、計画本文に記載してある図・表及び保健所独自調査等を参考に、それぞれ〈現状〉、〈課題〉、〈今後の方策〉を記載する。
- b 事務局（基幹的保健所及び西尾保健所。以下同じ。）は、計画見直しポイントなどを策定委員会で説明する。
- c 事務局は、別紙の標準的記載様式により「たたき台」を作成する。

※「たたき台」の作成に当たっては、関係団体等と十分な調整を行うこと。

※県内統一的、広域的観点からの調整が必要な場合もあるので、「たたき台」の作成に当たっては、随時、医療計画課と協議すること。

(イ) 圏域項目「原案」の作成

- a 事務局は、作成した「たたき台」を策定委員会の意見に基づき修正を加え、圏域会議に諮った上で、圏域項目「原案」とした上で、令和5(2023)年8月末日までに医療計画課へ提出する。

なお、提出された圏域項目「原案」については、県財政当局、所管課室の意見も聴き、医療計画課において修正できるものとする。

（医療計画課において、各医療圏の圏域項目「原案」を取りまとめ、医療審議会に諮り、圏域項目「原案」を修正する。）

(ウ) 圏域項目「案」の作成

- a 事務局は、修正した圏域項目「原案」を策定委員会の意見に基づき修正を加えた上で圏域会議に諮る。
- b 修正した圏域項目「原案」については、圏域会議の意見に基づき修正を加えた上で、「案」として令和6(2024)年2月15日までに医療計画課へ提出する（提出期限変更の場合あり）。

（医療計画課において、圏域項目「案」を取りまとめ、医療体制部会の意見により修正を加え「案」を作成し、医療審議会に諮って修正した上で答申を経て公示する。）

圏域項目 標準的記載様式

- 地域の概況、人口構造及び人口動態住民の受療状況、保健・医療施設の概況は、図表等により、わかりやすい記載とする。
- 圏域の医療提供体制は下記様式により作成する。
- 書式規格はA4横書き、明朝体10.5ポイントとし、上25mm、下20mm、左右25mmの余白を設ける。

様式

<u>○○○医療圏</u>
3 圏域の医療提供体制
(1) がん対策
《現 状》
○
○
(参考図表)
《課 題》
○
○
《今後の方策》
○
○

- 《現状》に対応した《課題》《今後の方策》を記載すること。《現状》等項目は医療提供体制ごとに2項目以上を記載し、1ページにまとめること。
- 参考図表については、現状分析に係る必要最小限（1つ程度）の図表とすること。

医療計画策定スケジュール（予定）

年 月	県全体 (医療計画課)	圏 域	
		保健医療福祉推進会議	医療計画策定委員会
令和5(2023)年 4月			
5月			
6月			医療計画策定委員会 (原案検討)
7月	医療体制部会 (素案検討)		修正意見 書面照会
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉推進会議 ・圏域項目(原案)提出 	圏域項目(原案)提出
9月			新興感染症に関する項目 を追加
10月	医療体制部会 (試案検討)	修正意見	書面による 確認(適宜)
11月	医療審議会 (原案の決定)	修正意見	
12月			
令和6(2024)年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係団体 へ意見照会 ・パブリックコメント 	修正意見	
		保健医療福祉推進会議 (原案修正)	(意見反映)
2月	医療体制部会 (修正原案→案)		
3月	医療審議会(答申)		